

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月9日
【会社名】	株式会社LIXILグループ
【英訳名】	LIXIL Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 藤森 義明
【本店の所在の場所】	東京都江東区大島二丁目1番1号
【電話番号】	03(3638)9300(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐々木 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング36階
【電話番号】	03(6268)8808(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐々木 雅之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 2,237,440,000円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額) 12,572,490,000円 (注)1. 本募集は平成25年4月15日開催の当社取締役会決議に基づ き、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発 行するものであります。 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株 予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」とい う)がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予 約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行 使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少 します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月15日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成25年5月9日に「発行数」「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため、また、臨時報告書の訂正報告書を平成25年5月9日に提出いたしましたので、参照書類を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は__罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	43,800個
発行価額の総額	1,804,560,000円 (注)平成25年4月8日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基礎として算出された見込額であります。
発行価格	<p>発行価格は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額といたします。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものいたします。</p> $C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>1株当たりのオプション価格(C) 株価(S)：平成25年5月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段) 行使価格(X)：割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額 予想残存期間(T)：4.5年 株価変動性()：4.5年間(平成20年11月9日から平成25年5月9日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(平成24年3月期末及び平成24年9月中間期の実績配当金)÷上記 に定める株価 標準正規分布の累積分布関数(N(・)) (注)平成25年5月9日に決定する予定であります。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>

<省略>

(注)4.本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役、執行役 1	20名	17,400個
当社の従業員 1	7名	1,700個
当社の子会社の取締役及び従業員 1、2	102名	24,700個
合 計	129名	43,800個

1. 割当対象者が、当社及び当社子会社の複数の役職を兼務している場合、主要な役職により記載しております。

2. 当社子会社(株式会社LIXIL、株式会社LIXILビバ、株式会社LIXIL住宅研究所、株式会社川島織物セルコン、ハイピック株式会社、LIXILグループファイナンス株式会社、株式会社LIXILリアルティ)、当社孫会社(株式会社LIXILトータルサービス、ジャパンホームシールド株式会社、株式会社LIXILトヨーサッシ商事、株式会社LIXIL鈴木シャッター、Gテリア株式会社、サンウェーブキッチンテクノ株式会社)、当社ひ孫会社(株式会社LIXILトータル販売、株式会社日本住宅保証検査機構)を対象会社といたします。

<省略>

(訂正後)

発行数	43,700個
発行価額の総額	2,237,440,000円
発行価格	発行価格は、新株予約権1個当たり51,200円(1株当たり512円)といたします。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。
	<省略>

<省略>

(注)4. 本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役、執行役 1	20名	17,400個
当社従業員 1	7名	1,700個
当社の子会社の取締役及び従業員 1、2	101名	24,600個
合計	128名	43,700個

1. 割当対象者が、当社及び当社子会社の複数の役職を兼務している場合、主要な役職により記載しております。
2. 当社子会社(株式会社LIXIL、株式会社LIXILビバ、株式会社LIXIL住宅研究所、株式会社川島織物セルコン、ハイピック株式会社、LIXILグループファイナンス株式会社、株式会社LIXILリアルティ)、当社孫会社(株式会社LIXILトータルサービス、ジャパンホームシールド株式会社、株式会社LIXILトヨーサッシ商事、株式会社LIXIL鈴木シャッター、Gテリア株式会社、サンウェーブキッチンテクノ株式会社)、当社ひ孫会社(株式会社LIXILトータル販売、株式会社日本住宅保証検査機構)を対象会社といたします。

<省略>

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(第5回) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。また、当社普通株式の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	4,380,000株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株といたします。ただし、付与株式数は(注)1.の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額といたします。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。ただし、行使価額は(注)2.の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	10,656,540,000円(注) (注)平成25年4月8日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基礎として算出された見込額であります。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
	<省略>

<省略>

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(第5回) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。また、当社普通株式の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	4,370,000株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株といたします。ただし、付与株式数は(注)1.の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額といたします。 行使価額は、2,365円といたします。 ただし、行使価額は(注)2.の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	12,572,490,000円(注) (注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
	<省略>

<省略>

2【新規発行による手取金の使途】

(訂正前)

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,656,540,000	1,247,000	10,655,293,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、平成25年4月8日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

今回の募集は、当社が当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして当社の新株予約権を付与することを目的としたものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、新株予約権の割当てに際し、当社は各新株予約権者に対し、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬債権をもって払込みと相殺する形態をとることから、新株予約権の払込金額1,804,560,000円に関しては、外部から新たに資金を調達するものではありません。

また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点において払込みの金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金は、運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定することといたします。

(訂正後)

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
12,572,490,000	1,247,000	12,571,243,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

今回の募集は、当社が当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして当社の新株予約権を付与することを目的としたものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、新株予約権の割当てに際し、当社は各新株予約権者に対し、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬債権をもって払込みと相殺する形態をとることから、新株予約権の払込金額2,237,440,000円に関しては、外部から新たに資金を調達するものではありません。

また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点において払込みの金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金は、運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定することといたします。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月9日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月8日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年4月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年4月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月10日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年4月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月15日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月9日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月8日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年4月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年4月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月10日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年4月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月15日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書(上記7の臨時報告書の訂正報告書)を平成25年5月9日に関東財務局長に提出